

令和7年度「技術（シーズ）マッチング」に関する公募

募集要領

目 次

1. 公募の目的
2. 公募技術（シーズ）
 - （1）募集テーマ
 - （2）応募技術の条件等
 - （3）研究期間
3. 応募資格等
 - （1）応募者
 - （2）共同開発者
4. 応募方法
 - （1）資料の作成及び提出
 - （2）提出先
 - （3）応募期間
 - （4）質問の受付
 - （5）応募書類に不備があった場合の取扱い
 - （6）秘密の保持
 - （7）その他
5. マッチング
6. 個別調整
7. 審査方法
8. 審査結果の通知・公表について
 - （1）審査結果の通知
 - （2）選定結果の公表
 - （3）選定通知の取り消し

(4) その他

9. 採択後の手続き

10. 研究成果の報告等

- (1) 研究成果の報告義務及び報告書の作成
- (2) 複数年度研究の次年度の継続契約の審査
- (3) 知的財産権の排他的実施の制限
- (4) 研究成果の公表
- (5) 研究成果のフォローアップ

11. 研究資金の適正な執行について

- (1) 不合理な重複・過度の集中の排除
- (2) 不正行為への対応
- (3) 研究活動における不正行為への対応

令和7年度「技術（シーズ）マッチング」に関する公募について

1. 公募の目的

国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」を推進し、誰もが働きやすい現場を目指しています。そのため、新技術を建設現場に取り入れることを目的として、現場において解決したい課題（以下「ニーズ」という。）に対して、その課題を解決できる新たな技術（以下「シーズ」という。）のマッチングを行っております。

本公募は、技術（シーズ）のマッチングにより産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的とし、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより、課題を解決する技術（シーズ）を募集するものです。

2. 公募技術（シーズ）

（1）募集テーマ

公募技術（シーズ）は、下記の5項目のいずれかに関するものとし、関東地方整備局のニーズとマッチングの可能性のある技術とします。なお、下記項目に関連する要素技術の研究も可とします。

①渡良瀬貯水池におけるカビ臭の抑制または除去に関する技術研究

（想定事務所：利根川上流河川事務所管内）

②利根川上流域の積雪量を推定する技術研究

（想定事務所：利根川ダム統合管理事務所管内）

③湯西川ダムにおける堤体内の無線 LAN 設備を活用した自動航行 UAV 等によるダム監査廊内巡視・点検作業の自動化・省力化に関する技術研究

（想定事務所：鬼怒川ダム統合管理事務所管内）

④品木ダムに堆積する浚渫土を再資源化し有効利用する技術研究

（想定事務所：品木ダム水質管理所管内）

⑤ハッ場ダムのダム湖周辺におけるハリエンジュ群落の繁茂抑制に関する植生管理手法の研究

（想定事務所：利根川ダム統合管理事務所管内）

※想定事務所以外の事務所等とマッチングする可能性もあります

（2）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

1) 新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術

- であることとします。なお、以前に登録されていた技術も対象外とします。
- 2) マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者に対して、応募技術の概要を開示しても問題がないものとします。
 - 3) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していることとします。
 - 4) 選定された応募技術について、技術概要及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこととします。
 - 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないものとします。
 - 6) 「3. 応募資格等」を満足するものとします。

(3) 研究期間

研究期間は、同一の募集テーマで最大3年間（最大で令和10年度まで）とします。
研究の内容により1～3年間を設定することが可能です。

なお、各年度の委託研究実施期間については、以下を予定していますが、事務手続き期間等により、変更となる場合があります。

各年度の4月中旬頃から翌年3月中旬頃まで

3. 応募資格等

(1) 応募者

- 1) 応募者は、以下の条件を満足するものとします。

応募者は、本技術公募の主旨・目的に賛同し、大学・高等専門学校等（※1）で技術開発・研究に従事する個人・組織であることとします。ただし、同一の技術内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術開発に従事している場合は認められません。

※1：学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は高等専門学校、同附属試験研究機関とします。

(2) 共同開発者

応募技術の開発に関して参画されている「個人」又は「民間企業」（※2）、「行政機関等」（※3）は自ら応募者とはなれませんが、「共同開発者」として申請することができるものとします。

※2：「民間企業」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。（定款及び財務諸表を添付すること）
- 2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。（応募した技術研

究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。(例) 研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等)

3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

※3：「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関とします。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募書類は別紙－1及び別紙－3の様式を用いて、日本語で作成、提出してください。

提出方法は原則 E-mail とし、一度に送付できるファイル容量は 3 MB までとします。3 MB を超える場合はファイルを分割し送付してください。E-mail によらない場合は、電子媒体 (CD-R) での提出も可とし、郵送により下記提出先に提出するものとします。

(2) 提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省 関東地方整備局 企画部 施工企画課 事務局 宛

TEL：048-600-1347 FAX：048-600-1389

E-mail ktr-netis@mlit.go.jp

(3) 応募期間

令和7年10月31日(金)から 令和8年1月21日(水)まで

(最終日は、E-mail による提出の場合、16:00 まで受付を行います。郵送による提出の場合は、当日必着とします。)

(4) 質問の受付

この応募に対する質問がある場合においては、次に従い提出してください。

1) 提出方法：E-mail により提出してください

2) 受付期間：令和8年1月9日(金) 16:00 まで

3) 回答日：受付後2営業日以内に回答

内容により、時間を要することがあります

4) 受付場所：4. 応募方法 (2) 提出先に同じ

(5) 応募書類に不備があった場合の取扱い

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

応募書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また応募書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

(6) 秘密の保持

応募書類は、応募者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

また、応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し公表しません。ただし、実施が適当であると判断された応募技術については、応募技術の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任を持って保管するものとし、契約完了時に廃棄するものとします。

(7) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 2) 提出された申請書及び資料は、返却しません。

5. マッチング

応募書類提出後、書類の内容を確認し、研究内容が現場ニーズとマッチングするか確認を行います。

必要に応じて研究内容の詳細を確認するため、関東地方整備局と応募者とのマッチングイベントを実施します。マッチングイベントでは、シーズの内容についてプレゼンテーションを実施して頂きます。マッチングイベントの概要は別紙－２のとおりです。

また、マッチングイベントは、令和８年２月２日（月）から令和８年２月１３日（金）の期間に行います。別紙－３の日程調整表に希望を記載してください。関係者間の日程調整等により、希望に添えない場合があります。

なお、マッチングイベントに参加しなかった場合は失格とします。

6. 個別調整

マッチングイベントにおいて、マッチングの可能性がある判断された場合は、応募者及び事務局による個別調整を実施し、マッチングの可否について確認を行います。

個別調整の詳細については別途、事務局から通知を行います。

7. 審査方法

提出された応募書類及びマッチング結果に基づき採択の可否について審査します。
なお、審査の過程において、応募者には事務局から提案内容に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。

採用枠には予算総額などの理由により限りがあるため、マッチング結果等に基づき4件程度を目安に採用するものとし、予算総額及びマッチング成立技術数をふまえ、1件あたりの委託費（諸経費、消費税相当額を含む総額）については、各年度500万円以下を想定しています。

8. 審査結果の通知・公表について

（1）審査結果の通知

1) 公募案件の審査結果については結果を問わず、事務局から電子メールにて応募者に通知します。また、審査の過程については非公表とし、審査結果に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

なお、審査結果の通知は、令和8年3月上旬頃を予定していますが、審査状況等により、変更となる場合があります。

2) 共同開発者には選定結果の通知は行いません。

（2）選定結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、研究開発の概要及び応募者名（代表者名）を関東地方整備局のホームページ等で公表します。

（3）選定通知の取り消し

採択予定の選定通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがあります。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

（4）その他

審査結果に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

9. 採択後の手続き

採択された応募資料については、採択後、研究計画書として提出いただきます。この際、ニーズ部署の意向を踏まえ、研究計画の修正を求める場合があります。

提出頂いた研究計画に基づき委託契約を締結します。

委託研究契約は単年度毎の締結となります。

10. 研究成果の報告等

(1) 研究成果の報告義務及び報告書の作成

委託研究完了時または委託研究実施期間内において、発注者からの要請を受けた場合は、研究成果等の説明をして頂きます。

また、各年度の委託研究実施期間で得られた研究成果について、「研究報告書」及び「研究成果の概要」を作成して頂くとともに、委託研究完了時においては「自己評価表（事後評価用）」を提出していただきます。

(2) 複数年度研究の次年度の継続契約の審査

(1)にて提出いただいた「研究報告書」、「研究成果の概要」、「自己評価表（事後評価用）」を基に、次年度の継続契約締結の可否について審査を行います。

(3) 知的財産権の排他的実施の制限

研究成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めて頂きます。

また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

(4) 研究成果の公表

委託研究完了時（委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき）に、研究成果の公表を行う場合は、発注者と公表の可否等について協議してください。

また、国土交通省関東地方整備局のホームページで「研究成果の概要」等の公表を予定しています。

(5) 研究成果のフォローアップ

委託研究期間の終了後、研究代表者に対して行う研究成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

11. 研究資金の適正な執行について

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

研究資金（他府省の競争的資金等を含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除す

るため、国土交通省は、以下の措置を講じることが出来ることとします。

- 1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究式配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択されないことがあります。
- 2) 応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、技術（シーズ）の不採択、採択取消又は減額配分をする事があります。

（２）不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成 27 年 6 月 2 日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省ウェブサイト（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第 1 節から第 6 節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第 8 節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

（３）研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成 27 年 6 月 2 日改正）（以下、「指針」という。）」（国土交通省ウェブサイト（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第 4 章から第 5 章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第 6 章 6. (4) に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。